

申入書

2020年5月11日

原子力規制委員会

委員長 更田豊志 殿
委員 田中 知 殿
委員 山中伸介 殿
委員 伴 信彦 殿
委員 石渡 明 殿

申入事項：

新型コロナウイルス感染拡大事態（以下パンデミック事態という）に直面し、原子力規制委員会は、12年改正原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法の立法趣旨及び原子力規制委員会設置法第一条の趣旨に則り、現在我が国で運転中の原子力発電所に関し、直ちにその運転停止を原子力事業者に命じなければならない。

申入の趣旨

1. 原子力災害対策での住民避難は不可能

本年年初から継続する新型コロナウイルスによるパンデミック事態に対応して、国はさらなる拡大を危惧し、緊急事態宣言を発し、国民に幅広く、いわゆる「3密状態」を避けるなど、感染拡大防止対策を打ち出している。

一方で、新規制基準の骨格をなす「5層の深層防護」の考え方に基づ

き、原子力緊急事態に際しては、現在の原子力規制法体系は、「住民避難」を第5層の防護手段と位置づけている。

国の「新型コロナウイルス緊急事態宣言」に基づく諸対策と原子力緊急事態で想定する「住民避難」は、全く相容れないことは明白である。

つまりは、現在の新規制基準をはじめとする原子力規制法体系が全く想定していない事態が発生したのである。たとえば、住民避難の在り方を示す、貴委員会策定の原子力災害対策指針も、今回発生しているようなパンデミック事態を全く想定していない。

2. 第5層の防護手段は機能しない

「住民避難」は、現在の新規制基準の骨格をなす「5層の深層防護」を支える重要な手段である。すなわち、第1層から第4層までの防護手段がことごとく有効でなかった場合には、原子力緊急事態は、いよいよ第5層に移行し、その唯一の防護手段が、住民避難と位置づけられているからだ。

「住民避難」が防護手段として機能するかどうかについて、もともとその有効性審査の仕組みを持たないがゆえに、現在の規制基準は第4層までしか機能しない、という批判がある。

しかしこの議論は、今はさておき、今回明らかになった問題は、「住民避難」の有効性以前に、パンデミック事態に際しては、防護手段としての「住民避難」は全く機能しない、という事実である。いうまでもなく「住民避難」は、放射能からの危険を回避し、住民の生命と健康を守る最後の防護手段である。

3. 求められる緊急対応

現在の新規制基準をはじめとする原子力規制法体系は、どんなに長めに見ても約10カ月で作り上げた、いわばやっつけ仕事であり、さまざまな過誤、欠落、瑕疵など諸問題点がすでに明らかになっている。

今回の新型コロナウイルスによるパンデミック事態は、新規制基準をはじめとする原子力規制法体系に、新たな看過し難い欠落、不備が存在することを明白に示すものであり、規制法体系が機能していない状態であることを意味している。

より根本的には、今回の事態を受け、新規制基準をはじめとする原子力規制法体系の見直し、再構築を行うべきである。そしてパンデミック

事態を想定した体系に作り上げることが必要である。

しかし、それよりもさらに重要なのは、今回のパンデミック事態に緊急対応することだ。運転中の原子力発電所で原子力緊急事態が発生し、住民避難の必要がない、という保障はないからである。

その対策は一つしかない。法体系が想定していない事態が発生したのだから、取りいそぎ、運転中の原子力発電所の運転を停止する命令を出し、事態が落ち着くまで（「住民避難」が少なくとも形だけとしても可能となるまで）、この命令を継続することである。

4. 「不作為」に当たる

今、仮定の問題として考えて見よう。

一つの仮定は、原子力規制委員会の更田委員長をはじめとする5人の委員全員が、現在のパンデミック事態が、規制基準をはじめとする規制法体系が正常に機能していない状態であることに、誰一人気がついていない、とすることである。これから得られる結論は、5人の委員全員が規制委員として、その識見、危機管理能力において劣る、いかえれば全員無能であり、規制委員として不適格な人選である、ということになる。

実際のところこの仮定は考えにくい。法体系の想定外の事態が発生しているという根本的な不備・欠落に、5人の委員全員誰も気がついていない、などということはおよそあり得ないからだ。

次の仮定は、5人全員あるいはその一部でも、法体系想定外の事態が発生しており、規制法体系が正常に機能していない、不備・欠落が生じていることに気がついているとしよう。

この場合、規制委員会は直ちに、この事実を国民、特に運転中の原子力発電所の周辺30km圏住民及び政府に知らせ、世論を喚起し、この事態に対する緊急対応策を講ずるであろう。それが、法体系が規制委員に命ずる責務・義務だからだ。

私たちが、なぜ今この仮定を置いてみなければならないかを委員全員、よく考えてみて欲しい。

今回のパンデミック事態に際して、貴委員会が沈黙を守り、規制基準をはじめとする規制法体系が想定していない事態が起きていることを国民に知らせ、また緊急事態対応をしようとしていないからだ。一言でいえば我関せずの姿勢を貫いているからだ。

規制委員は、果たしてこのことに気がついているのかどうか…。

気がついていない場合は、単に規制委員が無能である、というだけに過ぎないが、気がついている場合は、事態はより深刻である。

2012年改正原子力基本法、原子力災害対策特別措置法や原子力規制委員会設置法の立法趣旨は、「原子力の利用にあたっては、国民の生命・健康・財産の保護を第一に」行うことが明記されている。この規定は5人の規制委員に対してその第一義的責務を明示している。にも係わらず、今回の想定外の事態に何らの対応をとらないのは、いわゆる「不作為」にあたる。

さらにいえば、それは単に不作為に止まらない。福島原発事故を経験し、未だそれによる「原子力緊急事態宣言」中であることを考えると、規制委の不作為は国民に対する背信行為、裏切りと捉えることもできる。

まさか、現在運転中の原子力発電所で重大事故が発生し、住民避難が必要となった場合、「放射線被曝を選ぶか」、「コロナウィルス感染を選ぶか」の二者択一を迫るわけではあるまい。

現在運転中の各原子力発電所の事業者に、とりあえず運転停止命令を出さなければならない。このことは5人の規制委員全員に法が命じる責務である。右申し入れる。

本申し入れに対する回答は特段に求めない。5人の規制委員の今後の行動が回答となるだろうからである。

以 上

伊方原発広島裁判原告団

事務局住所：広島市西区中広町2丁目21番22号

事務局電話番号：090-7372-4608